

統計基準部会での指摘事項と対応一覧(前回部会 回答分まで)

| 大分類名 | 指 摘 事 項 | 対 応 |
|------------------|--|----------------|
| 全体的事項 | 大分類の名称を「 従事者」に統一してはどうか。 | 諮問案を修正し、名称を変更 |
| | 分類基準としての資格をどう考えるか。 | 一般原則に明記 |
| | 見習人・補助作業者を、熟練者と同一のカテゴリーに分類する場合としない場合に関して考え方の整理が必要。 | 一般原則に明記 |
| A - 管理的職業従事者 | 大分類の定義「 専門経営方針の決定・経営方針に基づく執行関係の樹立・作業の監督・統制など、専ら経営体の全般又は課（課相当を含む）以上の内部組織の経営・管理に従事するものをいう」から、「専ら」の文言を削除すべきである。 | 大分類の定義を修正 |
| B - 専門的・技術的職業従事者 | 中分類05「研究者」について、研究者の内訳を廃止することが妥当か再検討する必要がある。 | 諮問案を修正し、小分類を分割 |
| | 中分類07「製造技術者（開発）」及び08「製造技術者（開発を除く）」のうち、機械器具の部品の製造に係る技術者の位置付けが明確ではない。 | 説明文を修正 |
| | 小分類072及び082の「電気・電子技術者」の名称を修正されたい。（総務省） | 部会で説明し、了承 |
| | 中分類10情報処理・通信技術者のうち 小分類102システム設計者からプロジェクトマネージャを分離し、103情報処理プロジェクトマネージャとして新設、特掲していただきたい。（経済産業省） | 部会で説明し、了承 |

| 大分類名 | 指 摘 事 項 | 対 応 |
|------------------|---|--------------------|
| B - 専門的・技術的職業従事者 | <p>「プロジェクトマネージャ」については、情報処理以外の分野でも存在するのではないか。特に情報処理の分野にだけ設けることの意義は何か。</p> | 部会で説明し、了承 |
| | <p>「金融・保険専門職業従事者」を中分類「経営・金融・保険専門職業従事者」の中に小分類として新たに設定しているが、顧客向けサービスではないという点で他の小分類とは意味合いが違っていると思われるので、別に中分類として設定してはどうか。</p> | 諮問案のとおりとする |
| | <p>小分類243「カウンセラー（医療、福祉施設を除く）」の定義について、現在の分類項目の内容では、結婚相談員や人生相談員などのように、場合によっては専門的な知識を有しなくてもその仕事に従事することができるようなものが分類されてしまう可能性があることから、範囲を限定的にすべきではないか。また、「カウンセリングを～助言・指導・援助するなど～」となっているが、カウンセラーは助言や指導を行うことはできないことから、定義を修正すべきである。</p> <p>さらに、「自称評論家」をどこまで専門家とみなすかという点も考える必要がある。</p> | 説明及び内容例示を修正 |
| C - 事務従事者 | <p>小さな事業所などで1人で事務全般を行っている場合や、複数の異なる事務を兼任している場合の小分類項目「一般事務員」の必要性は理解するが、総務事務という限定した範囲の仕事に従事する者である中分類「総務事務従事者」の中に置くのはおかしいのではないか。</p> <p>また、新たに新設した小分類「総合事務員」について、中分類「25 一般事務従事者」の先頭に配置されているが、「総合事務員」はある特定の仕事に対応したのではなく、各種の事務の仕事が含まれていることから、先頭に配置するという対応は適当ではなく、小分類項目の最後尾に配列すべきである。</p> | 諮問案を修正し、分類項目の名称を変更 |
| | <p>事務従事者は、国際分類では仕事の内容（キーボードの操作や集金等）で分類されているのに対して、改定案の中分類の一部（「27生産関連事務従事者」、「28営業・販売事務従事者」）は、仕事の目的（営業、販売等）により分類されており、少し考え方が違うと思われる。</p> | 諮問案のとおりとする |

| 大分類名 | 指摘事項 | 対応 |
|---------------|---|--------------------|
| D - 販売従事者 | <p>「331 不動産仲介・売買人」の説明文はわかりづらいため、表現には工夫が必要。 また、複数の職業名を併記している小分類項目の説明書きについては、分かり易いように表記すべきである。</p> | 説明文を修正 |
| | <p>飲食と販売の境界線をどこに引くかについて整理が必要ではないか。</p> | 部会で説明し、了承。内容例示追加 |
| E - サービス職業従事者 | <p>対象が個人に限られるものでないとすれば、説明文の「個人の」という文言を削除してもよいのではないか。</p> | 諮問案のとおりとする |
| | <p>飲食店主を従来の販売従事者からサービス職業従事者に変更したことについて、販売従事者に戻してはどうか。</p> | 諮問案のとおりとする |
| F - 保安職業従事者 | <p>警察官、海上保安官、消防員について、管理職と現業を分けるべきではないか。</p> | 今後の課題とする |
| | <p>小分類「453 警備員」には、住宅の警備も含まれることを明示すべきではないか。</p> | 説明文を修正 |
| G - 農林漁業従事者 | 特になし | |
| H - 生産工程従事者 | <p>生産環境をサポートするような職業はどこに位置づけられるか。</p> | 部会で説明し、了承 |
| | <p>スーパーバイザーに相当する区分を設けた方がよいのではないか。</p> | 一般原則で明記し、諮問案の変更はなし |
| | <p>中分類54「機械組立作業員」や中分類55「機械整備・修理作業員」のように、最初の小分類に、いわばその他の分類と考えられる「一般機械器具」を項目として位置付けるのではなく、具体的な項目を位置付けたほうが分かり易いのではないか。</p> | 諮問案を修正し、小分類名称を変更 |

| 大分類名 | 指摘事項 | 対応 |
|----------------|---|---------------------------------|
| H - 生産工程従事者 | <p>どのような機械を使って作業するかという基準と、何を作るかの基準が混在しており、相互排他的な分類になっていない部分がある。</p> | <p>説明文を修正</p> |
| | <p>製品製造・加工処理の作業の対象となる製品を「金属関係」と「金属関係以外」に分けたことの妥当性等。</p> | <p>部会で説明し、了承</p> |
| | <p>中分類55「機械整備・修理作業員」については、その名称から生産設備の保守の仕事に従事するものが含まれていることが分かりにくいいため、名称案を工夫する必要があるのではないかと。</p> | <p>諮問案を修正し、分類名称を変更</p> |
| | <p>中分類49「生産設備制御・監視作業員（金属材料・金属加工・金属溶接・溶断）」及び中分類52「金属材料製造、金属加工、金属溶接、溶断作業員（生産設備制御・監視作業員を除く）」の名称については、多少分かりにくいこともあることから、より適切な名称にするよう工夫する必要があるのではないかと。</p> | <p>諮問案を修正し、分類名称を変更</p> |
| | <p>生産設備制御・監視作業員については、生産現場でこのような仕事は存在するものの、それらの人を明確に表す一般的な名称があまりないことが若干懸念される。</p> | <p>各府省担当者と実務的に協議して内容例示を充実する</p> |
| I - 輸送・機械運転従事者 | <p>大分類項目の名称が長過ぎる。短くできないとすれば、概念が十分煮詰まっていないからではないか？</p> | <p>大分類項目名を修正</p> |
| J - 建設・採掘従事者 | <p>土木作業現場で単純作業を行う者は、大分類J「建設・採掘作業員」に分類されるとしているが、大分類K「労務作業員」に分類すべきではないか。</p> | <p>部会で説明し、了承</p> |
| K - 労務従事者 | <p>大分類の定義は定型的な作業に従事するものも含むということを明示してはどうか。また、対象職業の範囲がより限定的になるような表現すべきではないか。</p> | <p>大分類の定義を修正</p> |
| | <p>運搬等の仕事で機械を使用するものと区別するため、定義を明確にすべきではないか。</p> | <p>部会で説明し、了承</p> |

| 大分類名 | 指摘事項 | 対応 |
|-----------|--|------------------------|
| K - 労務従事者 | <p>小分類712「ハウスクリーニング職」の定義については、掃除の範囲が不明確である。</p> | <p>説明文を修正</p> |
| | <p>小分類「714 一般廃棄物処理作業員」及び「715 産業廃棄物処理作業員」について、働く人にとっては処理する廃棄物の対象が何であるかはあまり重要でないと考えられることから、集約して「廃棄物処理作業員」とすればよいのではないか。</p> | <p>諮問案を修正し、分類名称を変更</p> |